

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第13号

令和8年1月26日

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 大本 和 則

掲示を行う場所      各投票所の入口